

新	旧	備考
<p>貿易一般保険包括保険（企業総合） 手続細則</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00035 沿革（略） <u>平成29年9月8日 一部改正</u></p> <p>貿易一般保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00001。以下「約款」という。）に基づく申込みその他保険契約に関する手続的な事項のうち、貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書（以下「特約書」という。）の締結及び内容の変更、特約書に基づき保険契約が締結される契約（以下「対象契約」という。）に係る事項については、次に定めるところによるものとする。</p>	<p>貿易一般保険包括保険（企業総合） 手続細則</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00035 沿革（略）</p> <p>貿易一般保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00001。以下「約款」という。）に基づく申込みその他保険契約に関する手続的な事項のうち、貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書（以下「特約書」という。）の締結及び内容の変更、特約書に基づき保険契約が締結される契約（以下「対象契約」という。）に係る事項については、次に定めるところによるものとする。</p>	
<p>第1条～第26条（略）</p>	<p>第1条～第26条（略）</p>	
<p>(指示書)</p> <p>第27条 日本貿易保険は、約款第33条第5項の規定に基づき代位債権等の全部又は一部につき権利行使等を行うことを指示する場合は、次の各号に定める指示書を被保険者に提示する。</p> <p>一 日本貿易保険は、被保険者が約款第26条第1項の規定に基づき別紙様式第23 - 1による貿易一般保険権利行使等委任状を提出した時は、直ちに、指示書を被保険者に提示する。<u>ただし、当該権利行使等委任状において所定の初回指示事項について遵守する旨を誓約している場合は、これをもって本号に定める指示書の提示に代えるものとする。</u></p> <p>二 被保険者は、保険金の支払の請求にあたり、それまでにとった損失防止軽減措置及び今後の回収方策に関する意見を日本貿易保険に説明し、日本貿易保険は、これを考慮して具体的な回収方策を決定の上、保険金の支払時に指示書を被保険者に提示する。具体的な回収方策の見直しにより指示内容に変更がある場合には、日本貿易保険は、指示書を被保険者に提示する。</p> <p>三 被保険者は、保険金の支払を受けた日以後、履行状況報告書に記載</p>	<p>(指示書)</p> <p>第27条 日本貿易保険は、約款第33条第5項の規定に基づき代位債権等の全部又は一部につき権利行使等を行うことを指示する場合は、次の各号に定める指示書を被保険者に提示する。</p> <p>一 日本貿易保険は、被保険者が約款第26条第1項の規定に基づき別紙様式23 - 1による貿易一般保険権利行使等委任状を提出した時は、直ちに、指示書を被保険者に提示する。</p> <p>二 被保険者は、保険金の支払の請求にあたり、それまでにとった損失防止軽減措置及び今後の回収方策に関する意見を日本貿易保険に説明し、日本貿易保険は、これを考慮して具体的な回収方策を決定の上、保険金の支払時に指示書を被保険者に提示する。具体的な回収方策の見直しにより指示内容に変更がある場合には、日本貿易保険は、指示書を被保険者に提示する。</p> <p>三 被保険者は、保険金の支払を受けた日以後、履行状況報告書に記載</p>	

新	旧	備考
<p>された報告内容及び今後の方針を日本貿易保険に説明し、日本貿易保険はこれを十分に勘案して具体的な回収方策の見直しを適宜行い、指示内容に変更がある場合には、指示書を被保険者に提示する。</p>	<p>された報告内容及び今後の方針を日本貿易保険に説明し、日本貿易保険はこれを十分に勘案して具体的な回収方策の見直しを適宜行い、指示内容に変更がある場合には、指示書を被保険者に提示する。</p>	
<p>第28条～第30条 （略）</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成29年10月2日から実施する。</u></p>	<p>第28条～第30条 （略）</p>	
<p>別表1～別表7 （略）</p>	<p>別表1～別表7 （略）</p>	